　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　奥長第1771号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和７年２月12日

　福祉用具貸与事業所　管理者　様

　居宅介護支援事業所　管理者　様

　地域包括支援センター　所長　様

　短期入所生活（療養）介護事業所　管理者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　奥州市福祉部長寿社会課長

通所サービス（通所介護、通所リハビリテーション等）、短期入所生活（療養）介護利用時の福祉用具貸与の取り扱いについて

　標記について、下記のとおりの取り扱いとしますので、確認いただき、対応をお願いいたします。

記

１．福祉用具貸与の考え方

〇福祉用具貸与は利用者の居宅において利用されるものである。

　　＊居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年３月31日厚生省令第37号）第193条

〇サービス提供事業所はサービスの提供に必要な設備や備品等を備えなければならない。

　　＊居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年３月31日厚生省令第37号）第95条、第112条第２項、第124条第３項

上記の考え方を前提として取り扱いを以下のとおりとします。

・通所サービス利用時に日常的に居宅においても利用している福祉用具について利用でき、算定も可能です。ただし、居宅で使用せず、通所サービス時のみの福祉用具の利用であれば、算定はできません。

・短期入所生活（療養）介護については原則、福祉用具の持ち込みは認められません。ただし、利用者の身体状況等により事業所に備え付けの福祉用具では対応が難しい場合、持ち込みは可能です。担当者会議を通じた適切なケアマネジメントを行うとともに必要な理由を担当者会議録や支援経過等に明記したうえで利用してください。

２．短期入所生活（療養）介護利用中の福祉用具貸与費の算定について

　　短期入所生活（療養）介護を利用中でも福祉用具貸与費の算定は認められています。

これは短期入所（療養）介護利用中の短い期間で一度返却し、利用終了時に再度搬入を行うことが不条理であるためです。

そのため、当該月に利用者が自宅に一度も戻らなかった場合は、当該月の算定はできません。また、当該月に在宅での利用がある場合は、原則として日割り計算で算定してください。

【問い合わせ　介護給付係　0197-34-2197（直通）】